

2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン検討会 設置規程

(目的)

第1条 公益社団法人2027年国際園芸博覧会（以下「協会」という。）は、2027年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）の開催に向け、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等に関わらず、博覧会を訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう、アクセシビリティ・ガイドラインを策定することを目的として、2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。検討会の組織及び運営に関しては、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 検討会は、学識経験者、障がい当事者団体が推薦する者等の25人以内の委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員は、協会が依頼し、承諾を得た者を協会が任命する。
- 3 委員は、検討会の会議（以下「会議」という。）において、アクセシビリティ・ガイドラインの策定のために必要な助言及び意見を述べる。
- 4 委員の任期は、第1回会議の開催日から2025年3月31日までとする。
- 5 委員長は、委員のうちから協会が指名する。
- 6 委員長は、検討会を代表し、会議の議事を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは、協会が委員のうちから指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、協会の代表理事が、聴取すべき事項を示して招集し、委員長が議長として議事を運営する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員の会議への出席は、会場又はオンラインのどちらでも可能とする。
- 4 検討会に、特定又は専門の事項を調査審議するため、分科会を置くことができる。なお、分科会の委員は、検討会の委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員が会議への出席が困難な場合には、当該委員は代理人を選任し、出席させることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、参考人を会議に出席させてその陳述を聴くことができる。
- 7 会議は非公開とし、会議の資料は協会が事後に公表することができるものとする。

(アクセシビリティ・ガイドラインの策定)

第4条 協会は、検討会による助言及び意見を尊重して、アクセシビリティ・ガイドラインを策定するものとする。同ガイドラインの著作権は単独で協会に帰属するものとする。

(報道発表等)

第5条 協会は、検討会の設置及びアクセシビリティ・ガイドラインの策定に当たり、報道機関への発表及び自己メディアでの公表を行うものとし、発表等に当たっては検討会の委員の氏名を公表することができる。

(委員への謝金)

第6条 協会は、委員に対し、会議への出席ごとに、謝金及び交通費を支払う。ただし、オンライン出席の場合は交通費は支払わない。

(検討会の設置期限)

第7条 検討会は、第2条第4項の規定と同様の設置期限とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、会議の内容及び委員として職務上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。任期満了後も、同様とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、協会の企画調整部が担う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の議事手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。ただし、委員長はこれを協会の代表理事に委任することができる。

附 則

この規程は、2024年9月12日から施行する。